

消費者庁関連3法のポイントについて

【目次】

消費者庁及び消費者委員会設置法 ······	1
消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律 ······	2
消費者安全法 ······	5

消費者庁及び消費者委員会設置法のポイント

消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。また、内閣府に消費者委員会を設置する。

(1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として消費者庁を設置し、その長は消費者庁長官とする。

(2) 消費者庁の所掌事務

ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。

オ 各府省庁から移管される表示、取引、安全関係の法律に関する事務。

(「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案のポイント」を参照)

カ 物価、公益通報者の保護及び個人情報の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
等

(3) 消費者委員会の設置

内閣府に消費者委員会を設置する。

ア 組織

- ①内閣府に、10人以内の消費生活に関し識見を有する者から成る消費者委員会を置く。
- ②消費者委員会に事務局を設置する。

イ 所掌事務

- ①消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。
- ②内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。
- ③消費者安全法の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(4) 附則

①公布の日から起算して一年以内に施行する。

②衆議院による修正で、所要の検討規定が盛り込まれた。

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律のポイント

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備する。

(1) 個別作用法の改正

<表示関係>

不当景品類及び不当表示防止法（景表法）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）、家庭用品品質表示法、食品衛生法、健康増進法、住宅の品質確保の促進等に関する法律

(改正のポイント)

内閣総理大臣が、消費者の生活に密接に関連する物資の品質等に関する表示の基準等を定め、これを遵守させるための命令等を行うことができるようするため、上記の法律を改正して内閣総理大臣の権限を規定。

その際、公正取引委員会、農林水産省、経済産業省、厚生労働省にも立入検査等を行わせ、内閣総理大臣にその結果を通知させること等により、消費者庁が主導しつつ、地方における執行体制を実質的に確保できるよう措置。

<取引関係>

特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）

(改正のポイント)

特に消費者トラブルの多い取引の適正化を図るため、上記の法律を改正して、消費者庁がこれらの法律の企画立案、執行を担うことができるよう内閣総理大臣の権限を規定。

<業法関係>

賃金業法、割賦販売法、宅地建物取引業法、旅行業法

(改正のポイント)

消費者の利益の擁護及び増進を主たる目的とする上記の業法について、その目的の実現を図るとともに、二重行政を避ける観点から、内閣総理大臣が、業所管大臣の行う事業者に対する業務改善命令等の処分について、あらかじめ協議を受け、また、必要な意見を述べる仕組みを設けるため、これらの法律を改正して内閣総理大臣の権限を規定。

<安全関係>

消費生活用製品安全法（消安法）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）、食品衛生法、食品安全基本法

(改正のポイント)

- ① 高度な科学的、専門的知見を必要とする安全関係の基準について、消費者被害の実態を十分反映したものとするため、あらかじめ、内閣総理大臣が当該基準を策定する大臣から協議を受ける仕組みを設けるため、消安法、家庭用品規制法、食品衛生法を改正して内閣総理大臣の権限を規定。
- ② 消費生活用製品による重大な危害の発生及び拡大の防止を図るため、内閣総理大臣が製造業者等から報告を受け、必要な公表を迅速に行うことができるよう、消安法を改正して内閣総理大臣の権限として規定。
- ③ 食品安全基本法を改正し、食品の安全の確保に関する基本的事項の策定、リスクコミュニケーションの調整等の権限を、消費者庁に移管。

<その他>

消費者基本法、消費者契約法、製造物責任法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）、無限連鎖講の防止に関する法律（ねずみ講防止法）、公益通報者保護法、国民生活安定緊急措置法 等

(改正のポイント)

内閣府本府から消費者庁に移管し、消費者の利益の擁護及び増進に関する政策を企画立案、推進する。

(2) 内閣府設置法等の改正

(改正のポイント)

- ① 内閣府の任務として、「消費者が安心して安全な消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進」を追加する。
- ② 食品安全委員会及び消費者行政を担当する内閣府特命担当大臣を置くこと等を規定。

「整備法」により消費者庁が所管する関係法律について

(参考)

所管の対象 = 消費者利益の擁護及び増進に関わる主要な法律(消費者に身近な法律)を所管。
(他の法律分野についても、「消費者安全法」による措置要求等で対応。)

所管の形態 = 行政組織の肥大化を招かぬよう、国の地方出先機関、都道府県を活用。消費者庁の主導の下、効率的に法執行。二重行政を回避。



表示関係 (景表法、JAS法、食品衛生法、健康増進法、品表法 等)

- 消費者庁が、表示基準を策定。これを遵守させるための命令は、消費者庁のみが権限を持ち、一元的に実施。
- 立入検査、行政指導は、公取、農水省、経産省、厚労省に行わせるが、必要な消費者庁への通知を義務づけ。
(必要な場合には、消費者庁が自ら立入検査を実施。)

取引関係 (特定商取引法、特定電子メール法、預託法)

- 消費者庁が、企画立案を担うとともに、自ら、立入検査、命令を行う。
- 特に、消費者トラブルの多い特定商取引法については、執行体制を経産省から消費者庁に移管し、地方の経済産業局を直接に消費者庁が指揮監督することにより、実質的に執行体制を一元化。

業法関係 (賃金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法)

- 消費者庁が、行為規制について、企画立案を担う。
- 消費者庁は、業所管大臣の行う処分に關し、協議を受け、必要な意見を述べる。意見を述べるために必要な立入検査は消費者庁が行う。二重行政を回避しつつ、消費者の目線を反映。

安全関係 (消費生活用製品安全法、有害物質含有家庭用品規制法、食品衛生法、食品安全基本法)

- 安全基準の策定は、各省の専門性を活用し、消費者庁が協議を受けることで、消費者の目線を反映。
- 消費生活用製品安全法の重大事故報告制度は、消費者庁が所管し、迅速に事故情報を公表。
- 食品安全基本法に基づき、食品安全行政の基本方針を消費者庁が所管し、司令塔として機能。

その他関係 (製造物責任法、消費者契約法、公益通報者保護法 等)

- 消費者庁が企画立案を担うことにより、消費者利益の擁護及び増進を実効的に図る。

消費者安全法のポイント

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等所要の措置を講ずる。

(1) 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本方針を策定

(2) 地方公共団体の事務と消費生活センターの設置等

- ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあっせん等の事務を実施
- イ アの事務を行うため、消費生活センターを設置（都道府県は必置、市町村は努力）

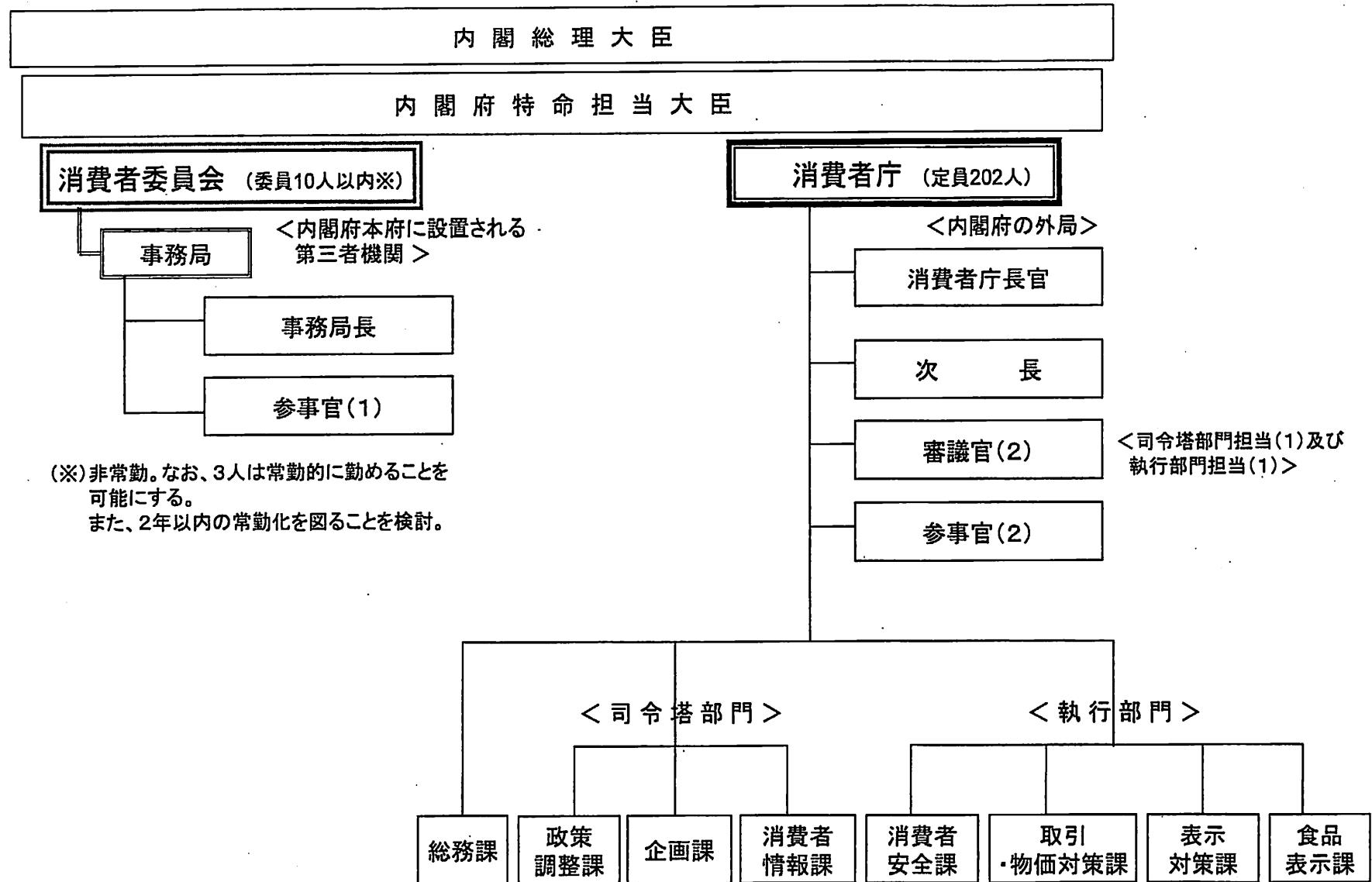
(3) 消費者事故等に関する情報の集約等

- ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、被害の拡大のおそれのある消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知（生命・身体に関する重大事故等については直ちに通知）
- イ 内閣総理大臣は、消費者事故等に関する情報等を集約・分析し、その結果を公表

(4) 消費者被害の防止のための措置

- ア 内閣総理大臣は、消費者の注意喚起のための情報を公表
- イ 被害の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合
 - ⇒ 内閣総理大臣は、法律に基づく措置を実施するよう関係各大臣に要求
- ウ 被害の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がない場合（いわゆる「すき間事案」の場合）で、かつ生命・身体に関する重大事故等の場合
 - ① 内閣総理大臣は、事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告
 - ⇒ 正当な理由なく従わない場合は、当該措置をとることを命令
 - ② 内閣総理大臣は、急迫した危険がある場合は、①の手続を経ず、必要な限度において商品の譲渡等を禁止・制限
 - ⇒ 禁止・制限措置に違反したときは、商品の回収等を命令
- ※ 上記の命令、禁止、制限に従わない場合には、罰則あり。

消費者庁及び消費者委員会組織図（案）



消費者庁関連3法の関係について

組織法

＜消費者庁及び消費者委員会設置法＞

- 任務、所掌事務、消費者委員会、等

*これに併せて内閣府設置法を一部改正(消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設)

作用法

＜関係法律の整備法＞

- 各府省庁からの移管・共管
 - 一体的運用
- (表示) 景品表示法、JAS法、食品衛生法 等
- (取引) 特定商取引法、特定電子メール法、
貸金業法、割賦販売法、宅建業法、
旅行業法 等
- (安全) 消費生活用製品安全法 等

す
き
間



各省庁所管法

す
き
間



各省庁所管法

(事業者への
勧告・命令等)

措置要求

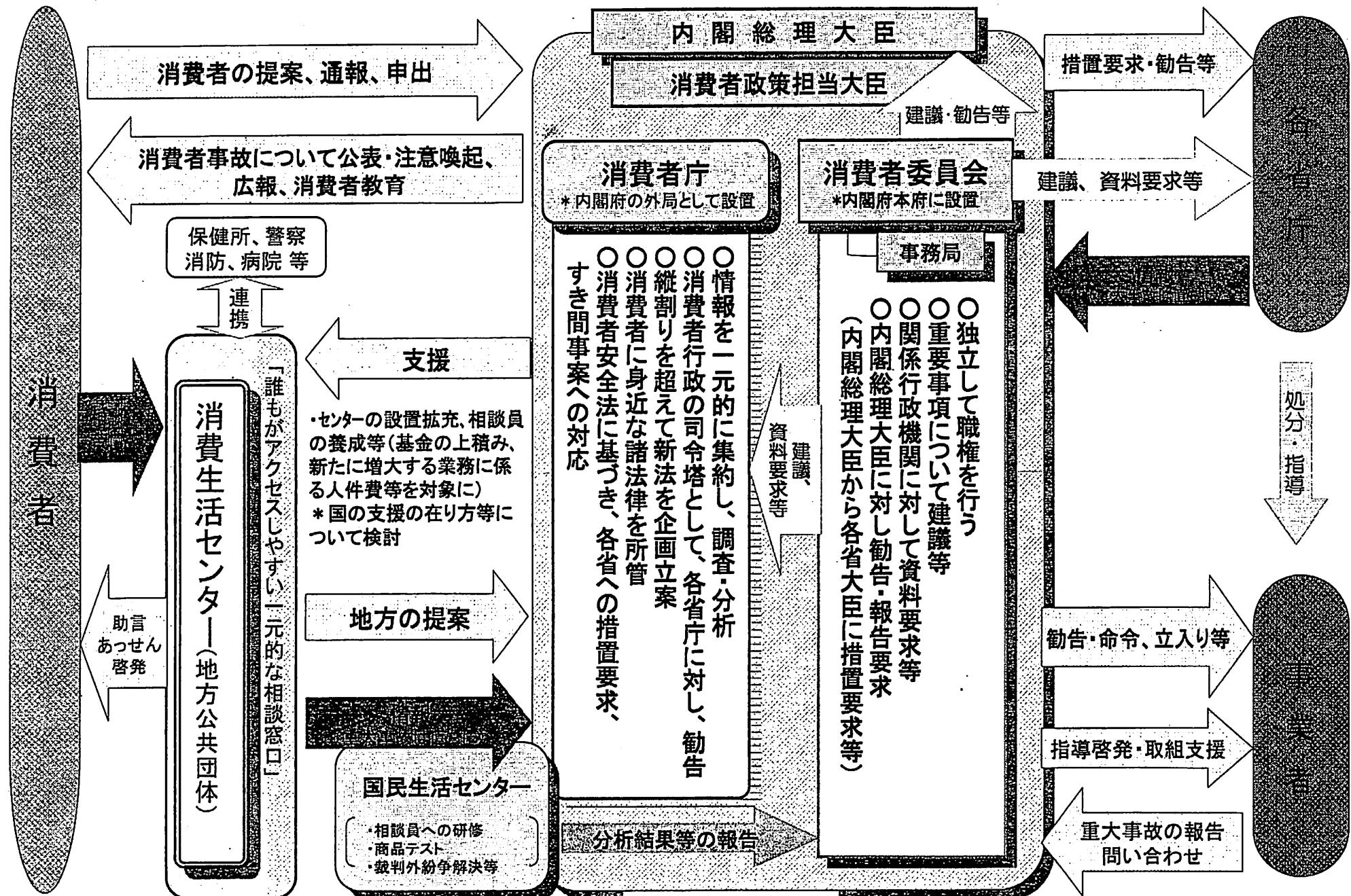
(事業者への
勧告・命令等)

措置要求

＜消費者安全法＞

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務(苦情相談、あっせん等)
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への勧告・命令等(*))
* 事業者への勧告(点検、修理、表示等) ⇒ 勧告内容の実施命令
(重大事故発生の急迫した危険がある場合) 謾渡、使用禁止等 ⇒ 回収等の命令

消費者庁及び消費者委員会創設後の消費者行政のイメージ



地方消費者行政活性化に向けた取組について

地方の消費者行政を活性化するため、①基金造成による地方の取組支援、②国による直轄事業の実施、③地方の自主財源の拡充に取り組む。

① 地方消費者行政活性化交付金により都道府県に基金を造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の地方の取組を支援

② 国自らも国民生活センターを活用し、経験豊富な相談員の現場への派遣など消費生活相談体制の強化等に取り組む

③ 地方公共団体の自主財源確保のため消費者行政に係る地方交付税措置を大幅に拡充

地方消費者行政活性化のための基金の造成

150億円

今後3年程度を消費生活相談体制強化のための“集中育成・強化期間”と位置付け、この間の地方公共団体の取組を支援

メニュー方式の採用

消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップなど豊富なメニューを用意し、地域の実情に応じて柔軟に選択して事業を実施

地域独自の提案事業も支援

地方公共団体の創意工夫を活かした独自の取組を支援

事業の柔軟な実施

基金方式により約3年間の内に事業に柔軟に取り組むことが可能

計画的な事業の実施

地方公共団体ごとに、消費者行政活性化の方針、施策、相談員の待遇改善の取組等を示した計画を策定し、それに基づき事業を実施

独自財源による基金の上積みも可能

地方公共団体の独自財源により基金に上積みが可能。その際、「地域活性化・生活対策臨時交付金」も活用可能

国民生活センターによる地方支援事業

約90億円

国自らも国民生活センターを活用した地方支援事業を実施

○ 消費生活相談専門家による巡回訪問
経験豊富な相談員が市町村の窓口に巡回訪問し、助言・指導

○ 消費生活相談員養成講座の拡充
新たに各地域において相談員養成講座を実施

○ 企業向け研修の実施
企業の消費者目線での活動を促進

○ 国民生活センターの相談窓口の休日対応
国民生活センターによる休日における相談窓口の開設及び相談の処理に必要な体制の整備

PIO-NET端末が設置されていない市町村等に追加配備を実施

地方公共団体の自主財源の拡充（地方交付税措置の拡充）

平成21年度に消費者行政に係る基準財政需要を約90億円から約180億円に拡充

基金を活用した活性化事業に取り組むと同時に、この間に地方公共団体の消費者行政に係る自主財源の充実を図る。

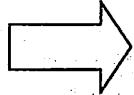
平成20年度

<都道府県>

人口170万人の標準団体の基準財政需要：3,000万円

<市町村>

人口10万人の標準団体の基準財政需要：500万円



平成21年度

平成21年度には、都道府県、市町村ともに標準団体の消費者行政に係る基準財政需要を倍増
相談員の報酬は、約150万円から約300万円に

地方消費者行政活性化基金について

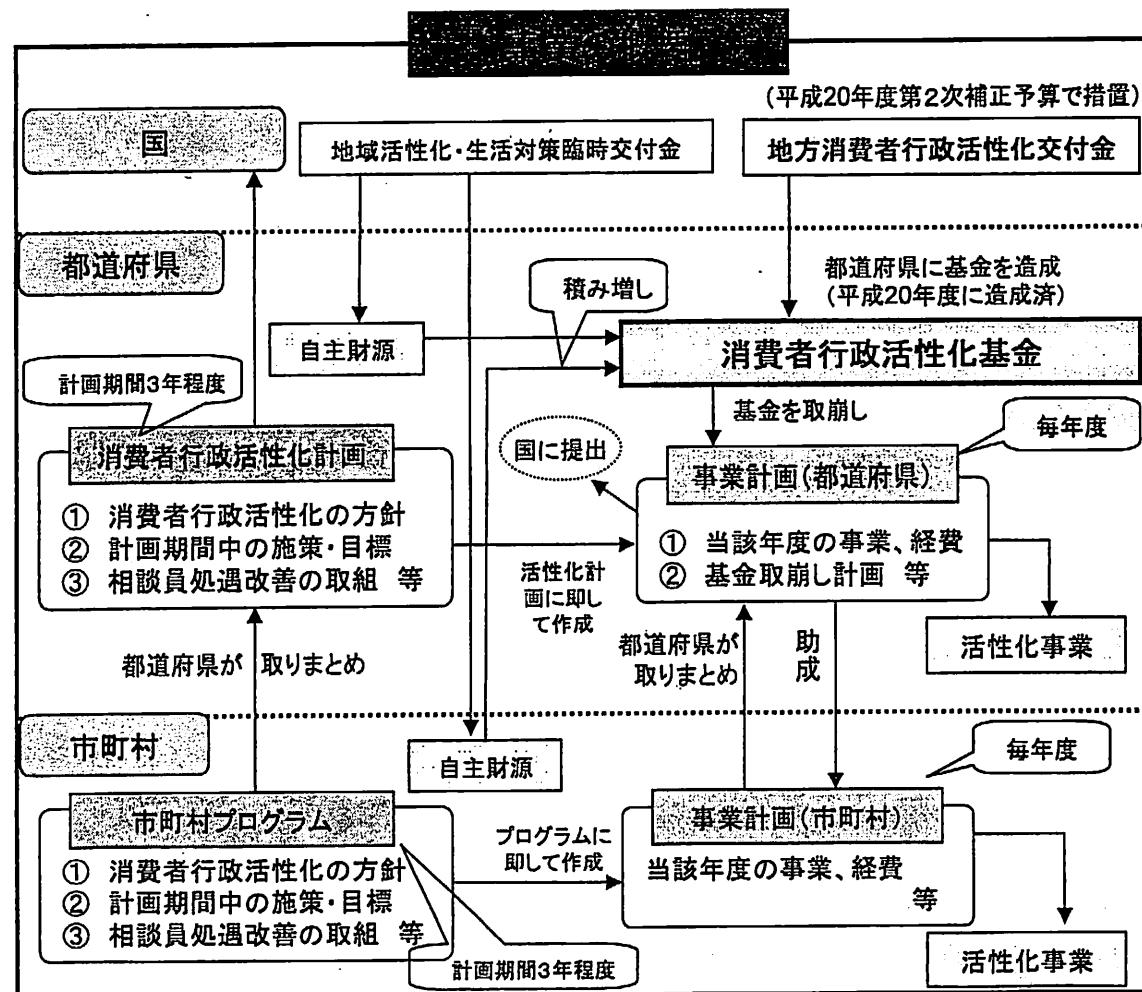
150億円

現状と課題

- 近年、消費生活相談業務の複雑化、高度化が進む中、消費者行政一元化の取組に伴い更なる相談の増加が見込まれる。
- こうした環境変化に対応し、国民の安心を確保していくためには、相談窓口の強化に早急に取り組む必要がある。

対応

- 今後3年程度を地方消費者行政強化のための“集中育成・強化期間”とし、相談窓口強化等に取り組む地方公共団体を集中的に支援
- 平成20年度に地方消費者行政活性化のための基金を都道府県に造成。消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップ等を支援
- 地域の発意と創意工夫を支援するため、国は事業メニューを提示する一方、地方公共団体が地域の実情に応じて選択するメニュー方式を採用
- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化の方針を策定した上で、計画的に推進



支援メニュー

① 消費生活センター機能強化事業

消費生活センターの設置・拡充 等

② 消費生活相談スタートアップ事業

消費生活相談窓口の開設・機能強化

③ 消費生活相談員養成事業

管内の消費生活相談を担う人材の養成

④ 消費生活相談員等レベルアップ事業

相談員への研修開催、研修参加支援

⑤ 消費生活相談窓口高度化事業

高度に専門的な消費生活相談への対応力向上

⑥ 広域的消費生活相談機能強化事業

市町村が連携して相談事業を実施

⑦ 食品表示・安全機能強化事業

食品表示・安全分野の対応力を強化

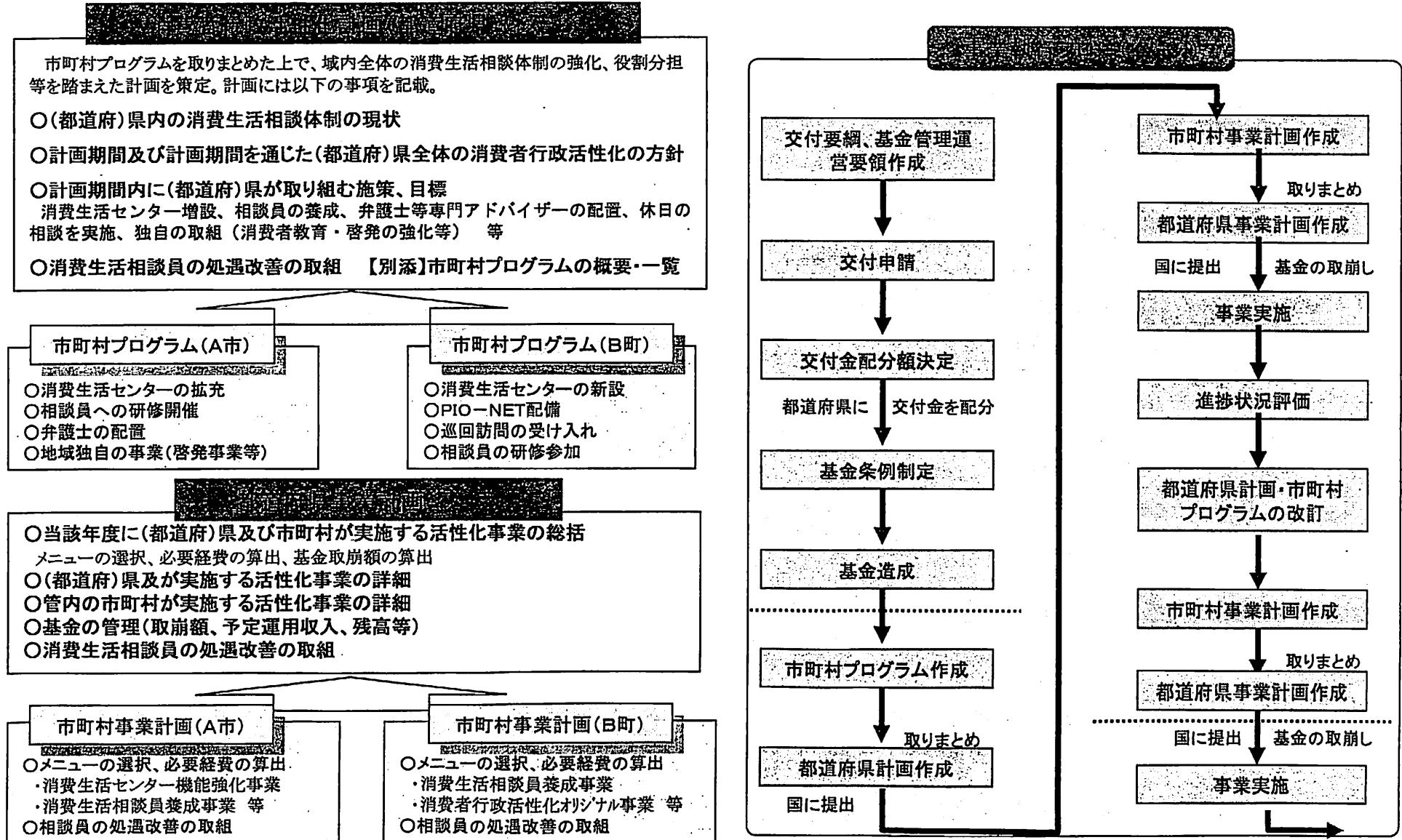
⑧ 消費者行政活性化オリジナル事業

地域独自の消費者行政活性化の取組を支援

その他、国民生活センターを活用した支援事業と一体となって地方消費者行政活性化を支援。

基金造成による地方消費者行政活性化事業スキーム

- ① 市町村プログラム：市町村は今後3年程度の消費者行政活性化の方針を作成し、都道府県に提出。
- ② 都道府県計画：都道府県は、市町村から提案されたプログラムについて、域内での役割分担や域内全体の整合性等を踏まえて調整し、自ら実施する取組と合わせて、「消費者行政活性化計画」を策定し、国に提出。
- ③ 事業計画：事業実施に当たっては、毎年度、市町村、都道府県がメニューを選択し、独自の提案事業も含めた事業計画を作成する。



「経済危機対策」関連事業(地方消費者行政活性化)

- 地方消費者行政の一層の充実を図るため、平成20年度に都道府県に造成した基金に上積みする。
- 消費者教育・啓発、商品テスト、苦情処理委員会の活性化に関するメニューを追加するとともに、消費者庁創設に伴い増大する事務を円滑に実施するための体制整備を支援

消費者行政活性化のための基金の充実

- 既に各都道府県に設置されている消費者行政活性化のための基金(150億円)に上積みするため交付金を配分
- 相談員の待遇改善に積極的に取り組む地方公共団体には交付金を手厚く配分
- 以下のメニューを新たに追加

